

「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」の改正案に係る意見公募手続（パブリックコメント）について

1 条例改正の目的

本市では、本年3月に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民などへの「総合的支援」と、感染者等に対する偏見や誹謗中傷などの「差別的取扱いの禁止」を柱とした「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」を制定し、市民が安心して生活を送ることができるよう取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を進めていくにあたり、希望する全ての市民が安心してワクチン接種を受けられるよう市が行う合理的配慮について定めるとともに、ワクチン接種を受けていない人に対する差別的取扱いを禁止するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」の改正案

(2) 募集期間

2021年（令和3年）7月1日（木）～7月30日（金）（必着）

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

(4) 資料の閲覧場所等

① 市ホームページでの閲覧

市ホームページの「意見公募手続（パブリックコメント）」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。

② 窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

- ア 行政情報センター（市役所本庁舎1階）
- イ 各市民センター（大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター）
- ウ あかし総合窓口（パピオスあかし6階）

| 閲覧場所 | 執務時間 |
|------------|--|
| ア 行政情報センター | 平日の 8 時 55 分～17 時 40 分 |
| イ 各市民センター | 平日の 8 時 55 分～17 時 15 分 |
| ウ あかし総合窓口 | 平日は 9 時～20 時、土日祝日（第 3 日曜日を除く）は 9 時～17 時 15 分まで |

(5) 意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）」を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

【提出先】 提出は下記の①～③のいずれかの方法でお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染防止対策として、持参での受付は行っておりません。

① 郵送

〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 4 番 7 号 あかし保健所
明石市感染対策局感染対策統括室 宛

② ファックス

FAX 078-918-5441

明石市感染対策局感染対策統括室 宛

※ 送信後、078-918-5672 へ着信確認をお願いします。（聴覚障害があるなど、お電話が難しい場合は、着信確認は不要です）

③ 電子メール

kansentaisaku@city.akashi.lg.jp

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

② 「(5)意見の提出方法及び提出先」の①～③のすべてにおいて、「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」の改正案への意見であることを明記してください。

③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。

② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないな

ど、嚴重に取り扱います。

- ③ 住所・氏名・電話番号等は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市感染対策局感染対策統括室（あかし保健所）

TEL：078-918-5672

FAX：078-918-5441

E-mail：kansentaisaku@city.akashi.lg.jp